

## 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 - 第2弾 - (ポイント)

- ▶ 国内の感染拡大を防止するとともに、現下の諸課題に適切に対処するため、政府として万全の対応を行う（財政措置約0.4兆円、金融措置総額1.6兆円）。
- ▶ 今後とも、感染の状況とともに、地域経済及び世界経済の動向を十分注視し、必要な対策は躊躇なく講じていく。

### (1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

- ◆ **感染拡大防止策**
  - ・ クラスタ対策の専門家を地方公共団体へ派遣
  - ・ 介護施設、障害者施設、保育所等における消毒液購入等の補助
  - ◆ **需給両面からの総合的なマスク対策**
    - ・ ネット等での高額転売目的のマスク購入を防ぐため、マスクの転売行為を禁止
    - ・ 布製マスク2,000万枚を国で一括購入し、介護施設等に緊急配布
    - ・ 医療機関向けマスク1,500万枚を国で一括購入し、必要な医療機関に優先配布
    - ・ マスクメーカーに対する更なる増産支援
  - ◆ **PCR検査体制の強化**
    - ・ PCR検査設備の民間等への導入を支援し、検査能力を更に拡大(1日最大7,000件程度)
    - ・ PCR検査を保険適用(公費補助)により引き続き自己負担なし)
  - ◆ **医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速**
    - ・ 緊急時に5,000超の病床確保と人工呼吸器等の設備整備支援
    - ・ AMED等の活用による治療薬等の開発加速
  - ◆ **症状がある方への対応**
    - ・ 傷病手当金の円滑な支給に向けた取扱いの明確化、周知徹底
  - ◆ **情報発信の充実**
    - ・ 政府広報等の活用等による、わかりやすく積極的な広報(典型的な臨床情報等)
    - ・ 在留外国人、外国人旅行者に対する多言語での適切迅速な情報提供

### (2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

- ◆ **保護者の休暇取得支援等**
  - ・ 正規、非正規を問わない新たな助成金制度の創設(10/10、日額上限8,330円)
  - ・ 委託を受けて個人で仕事をする方も支援(一定の要件を満たす方：日額4,100円)
- ◆ **個人向け緊急小口資金等の特例**
  - ・ 緊急小口資金等の特例の創設(緊急小口10万円→20万円、無利子、償還免除等)
- ◆ **放課後児童クラブ等の体制強化等**
  - ・ 午前中から放課後児童クラブ等を開所する場合等の追加経費を国費(10/10)支援
  - ・ ファミリー・サポート・センター事業の利用料減免分を国費(10/10)支援
  - ・ 企業主導型バディ・ジッター利用者支援事業の3月の割引券上限引上げ(月24枚→120枚)
- ◆ **学校給食休止への対応**
  - ・ 臨時休業期間中の学校給食費の保護者への返還要請、国による費用負担支援
  - ・ 給食調理業者、食品納入業者、酪農家等へのきめ細かい各種支援
- ◆ **テレワーク等の推進**

### (3) 事業活動の縮小や雇用への対応

- ◆ **雇用調整助成金の特例措置の拡大**
  - ・ 特例措置の対象を全事業主に拡大、対象の明確化(一斉休業等)、1月溯及適用
  - ・ 特別な地域における助成率の上乗せ(中小2/3→4/5、大企業1/2→2/3)等
- ◆ **強力な資金繰り対策** ※緊急対応策関連の金融措置：総額1.6兆円規模
  - ・ 「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」を創設(5,000億円規模)し、金利引下げ、さらに中小・小規模事業者等に実質的に無利子・無担保の資金繰り支援
  - ・ 信用保証協会によるセーフティ4号(100%)・5号(80%)、危機関連保証(100%)
  - ・ 日本政策投資銀行(DBJ)及び商工中金による危機対応業務等を実施し、資金繰りや国内サブプライチエーン再編支援(2,040億円)
  - ・ 民間金融機関における新規融資の積極的実施、既往債務の条件変更等を要請
- ◆ **サブプライチエーン毀損への対応**
  - ・ 国際協力銀行(JBIC)の「成長投資アソシイティ」等の活用(最大5,000億円規模)
  - ・ DBJによる国内サブプライチエーン再編支援(再掲)
- ◆ **観光業への対応**
  - ・ 魅力的な観光コンテンツ造成、多言語表示等、観光地の誘客先の多角化等支援
  - ・ 事態終息後の官民一体となったキャンペーン等の検討
- ◆ **生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化**

### (4) 事態の変化に即応した緊急措置等

- ◆ **新たな法整備(令和2年3月10日閣議決定)**
  - ・ 新型コロナウイルス感染症に新型インフルエンザ等対策特別措置法を適用
- ◆ **水際対策における迅速かつ機動的な対応**
  - ・ 上陸拒否・査証制限措置、検疫強化、感染症危険情報発出等の迅速かつ機動的な対応
- ◆ **行政手続、公共調達等に係る臨時措置等**
  - ・ 確定申告期限の延長(令和2年4月16日まで)、運転免許の更新の臨時措置等
  - ・ 公共工事等の柔軟対応(工期の延長等)や繰越の弾力的対応
- ◆ **国際連携の強化**
  - ・ WHO等による緊急支援への貢献
- ◆ **地方公共団体における取組への財政支援**